新

高知県屋外広告物条例(抜粋)

(許可の期間の更新の許可)

第15条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は 掲出物件を設置する者は、当該広告物又は掲出物件を当該許可の 期間を経過した後も引き続き表示し、又は設置しようとするとき は、知事の許可を受けなければならない。

(管理義務)

- 第19条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者は、当該広告物又は掲出物件に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければならない。
- 2 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は掲出物件を管理する者を置かなければならない。この場合において、規則で定める広告物又は掲出物件を管理する者は、法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者(以下「屋外広告士」という。)その他広告物及び掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則で定める者でなければならない。
- 3 前項の広告物又は掲出物件を管理する者は、県内に住所を有する者でなければならない。

高知県屋外広告物条例(抜粋)

(許可の期間の更新の許可)

第15条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は 掲出物件を設置する者は、当該広告物又は掲出物件を当該許可の 期間を経過した後も引き続き表示し、又は設置しようとするとき は、知事の許可を受けなければならない。

ĺΗ

(管理義務)

- 第19条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者は、当該広告物又は掲出物件に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければならない。
- 2 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は掲出物件を管理する者を置かなければならない。この場合において、規則で定める広告物又は掲出物件を管理する者は、法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人<u>(第43条第1項第1号において「登録試験機関」という。)</u>が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他広告物及び掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則で定める者でなければならない。
- 3 前項の広告物又は掲出物件を管理する者は、県内に住所を有する者でなければならない。

(点検義務)

- 第19条の2 第15条の規定による許可の期間の更新の許可を受けよ うとする者は、規則で定めるところにより、当該許可の申請をす るまでに、当該許可に係る広告物又は掲出物件(規則で定める簡 易な広告物又は掲出物件を除く。)の本体、接合部、支持部分等 の劣化、損傷その他の異常の有無を点検しなければならない。
- 2 前項の規定による点検は、規則で定める広告物又は掲出物件に ついては、屋外広告士その他広告物及び掲出物件に関して一定の 知識を有する者として規則で定める者にさせなければならない。

(表示又は設置する者等の変更の届出義務)

- 第20条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は<u>第19条第2項</u>の広告物若しくは掲出物件を管理する者について変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 2 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、若しくは 掲出物件を設置する者又は<u>第19条第2項</u>の広告物若しくは掲出物 件を管理する者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事 務所の所在地に変更があったときは、20日以内にその旨を知事に 届け出なければならない。

(違反に対する措置)

第24条 知事は、この条例又はこの条例に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件について、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の

(表示又は設置する者等の変更の届出義務)

- 第20条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は<u>前条第2項</u>の広告物若しくは掲出物件を管理する者について変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 2 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、若しくは 掲出物件を設置する者又は<u>前条第2項</u>の広告物若しくは掲出物件 を管理する者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務 所の所在地に変更があったときは、20日以内にその旨を知事に届 け出なければならない。

(違反に対する措置)

第24条 知事は、この条例又はこの条例に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件について、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の

期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは 風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措 置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定に基づく措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、当該掲出物件を設置する者は、当該掲出物件を当該期限までに除却すべき旨及び当該期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(違反広告物等である旨の表示)

第25条 知事は、前条第1項の規定に基づき措置を命じた場合において、当該措置を命ぜられた者が措置を行うべき期限を経過しても当該措置を行わないときは、当該広告物又は掲出物件にこの条例の規定に違反する旨の表示をすることができる。

(講習会)

第42条 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を必要に応じ開催するものとする。

(業務主任者の設置)

第43条 屋外広告業者は、第35条第1項第2号の営業所ごとに、次 に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を 行わせなければならない。 期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは 風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措 置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定に基づく措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、当該掲出物件を設置する者は、当該掲出物件を当該期限までに除却すべき旨及び当該期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(違反広告物等である旨の表示)

第25条 知事は、前条第1項の規定に基づき措置を命じた場合において、当該措置を命ぜられた者が措置を行うべき期限を経過しても当該措置を行わないときは、当該広告物又は掲出物件にこの条例の規定に違反する旨の表示をすることができる。

(講習会)

第42条 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を必要に応じ開催するものとする。

(業務主任者の設置)

第43条 屋外広告業者は、第35条第1項第2号の営業所ごとに、次 に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を 行わせなければならない。

(1) 屋外広告士

- (2) 前条の講習会の課程を修了した者
- (3) 他の都道府県、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)又は中核市(同法第252条の22第1項の中核市をいう。)の行う広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づ く広告美術に係る職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に 合格した者又は職業訓練を修了した者
- 2 前項に規定する業務主任者は、次に掲げる業務の総括を行うものとする。
 - (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する 法令の規定の遵守に関すること。
 - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
 - (3) 第45条に規定する帳簿の記載に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

- (1) 登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条の講習会の課程を修了した者
- (3) 他の都道府県、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)又は中核市(同法第252条の22第1項の中核市をいう。)の行う広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づ く広告美術に係る職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に 合格した者又は職業訓練を修了した者
- 2 前項に規定する業務主任者は、次に掲げる業務の総括を行うものとする。
 - (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する 法令の規定の遵守に関すること。
 - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
 - (3) 第45条に規定する帳簿の記載に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。